

平成14年12月19日
東京都生活衛生審議会

東京都知事

石原 慎太郎 様

東京都生活衛生審議会

会長 関 哲 夫

答 申 書

平成14年12月19日付14健地衛第641号で諮問のあったこのことについて、
了承します。

記

- 諮問事項1 レジオネラ症の発生を防止するための公衆浴場及び旅館業における必要な措置について(別紙1)
- 諮問事項2 旅館業の施設の構造設備の基準について(別紙2)
- 諮問事項3 理(美)容師が理(美)容所以外の場所において業を行うことができる場合について(別紙3)

レジオネラ症の発生を防止するための公衆浴場 及び旅館業における必要な措置について

1 背景

1976年、米国フィラデルフィアの在郷軍人(レジオン)大会会場において、空調用冷却塔から飛散した水の中の細菌の吸引が原因で、182名が肺炎を発症し、うち29名が死亡した。

この事件で命名されたレジオネラ症については、我が国においても感染者が増加傾向にあり、平成11年、国は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の第4類感染症に指定した。

本年7月には、宮崎県の公衆浴場を感染源とするレジオネラ症の事故が発生し、7名が死亡した。この事故を契機として、国は、公衆浴場等の安全性を確保するため、本年10月、都道府県等に対し、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言「公衆浴場法第3条第2項並びに旅館業法第4条第2項及び同法施行令第1条に基づく条例等にレジオネラ症発生防止対策を追加する際の指針」を示したところである。

2 これまでの行政対応

東京都では、公衆浴場業や旅館業の浴槽については、これまで、それぞれ公衆浴場法、旅館業法に基づき、保健所が立入検査を定期的に行い、浴槽水の水質検査も含めた衛生指導を行ってきた。レジオネラ属菌の発生を防止するためには、日常の浴槽水の消毒やろ過器・配管の消毒、清掃等の維持管理が重要であり、これについて、全国の自治体に先がけて、レジオネラ属菌の繁殖の実態調査や防除対策を実施してきた。しかし、これまでの衛生指導は法的強制力を持たないため、予防措置が徹底されない面も否めなかった。

3 レジオネラ症の発生を防止するための公衆浴場及び旅館業における必要な措置のあり方

利用者の健康被害をなくすためには、レジオネラ症の発生防止に向けた施設の構造設備及び適正な維持管理体制を徹底することが効果的であると考えられる。

このため、これまでのレジオネラ症の発生事例などを踏まえ、構造設備及び維持管理上の措置について、次のような規定を整備し、条例化により早急な取組を図る必要がある。

(1) 構造設備上の措置

レジオネラ属菌による浴槽水への汚染を防止するための構造及び微小な水滴が空気中に分散することを防止するための措置が求められることから、次のような規定が必要と考えられる。

全施設を対象(既存施設は対応済)

- ・ ろ過器のろ材が十分逆洗浄できる構造であること。ただし、これによりがたい場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
- ・ 循環浴槽水の再利用水を打たせ湯、シャワーに使用しない構造であること。

新規施設を対象

- ・ろ過器に集毛器を設置すること。
- ・浴槽水のオーバーフロー水を浴用に供しない構造とすること。

(2) 維持管理上の措置

レジオネラ属菌による浴槽水への汚染を防止するための維持管理、循環ろ過装置等における生物膜の発生防止及び除去を行うための洗浄、消毒等の衛生管理上の措置が求められることから、次のような規定が必要と考えられる。

全施設を対象

- ・維持管理を適正に行うため、管理者を設置すること。
 - ・「レジオネラ属菌は検出されないこと」とする浴槽水の水質基準が必要であること。
- #### ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる施設を対象
- ・レジオネラ属菌についての水質検査を実施すること。
 - ・浴槽水を塩素系薬剤により遊離残留塩素濃度を常時1リットル中0.4ミリグラム以上の濃度に保つこと。
 - ・ろ過器の洗浄・消毒を行うこと。
 - ・浴槽水循環配管の洗浄、消毒を行うこと。
 - ・集毛器の洗浄・消毒を行うこと。
 - ・これらの維持管理記録を3年間保管すること。

温泉を貯留する貯湯槽を使用する施設を対象

- ・貯湯槽内部の生物膜の形成状況の随時点検、定期的な清掃及び消毒を行うこと。
- ・貯湯槽の内部湯水を高温に保つこと、又は消毒を行うこと。

レジオネラ症の発生を予防するための公衆浴場及び旅館業の措置について

公衆浴場及び旅館業の浴槽を感染源とするレジオネラ症発生

指導による衛生管理の徹底の限界

明確な根拠をもつ規制の必要性

「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」
及び「旅館業法施行条例」の改正並びに各条例施行規則の制定

構造設備上の措置

維持管理上の措置等

全施設を対象（既存は対応済）

- ・ろ過器のろ材の逆洗浄又は交換できる構造
- ・循環浴槽水を打たせ湯、シャワー等に使用しない構造

新規施設を対象

- ・ろ過器に集毛器を設置
- ・オーバーフロー水を浴用に供しない構造

全施設を対象

- ・管理者の設置
- ・レジオネラ属菌不検出の水質基準の設定

循環浴槽を対象

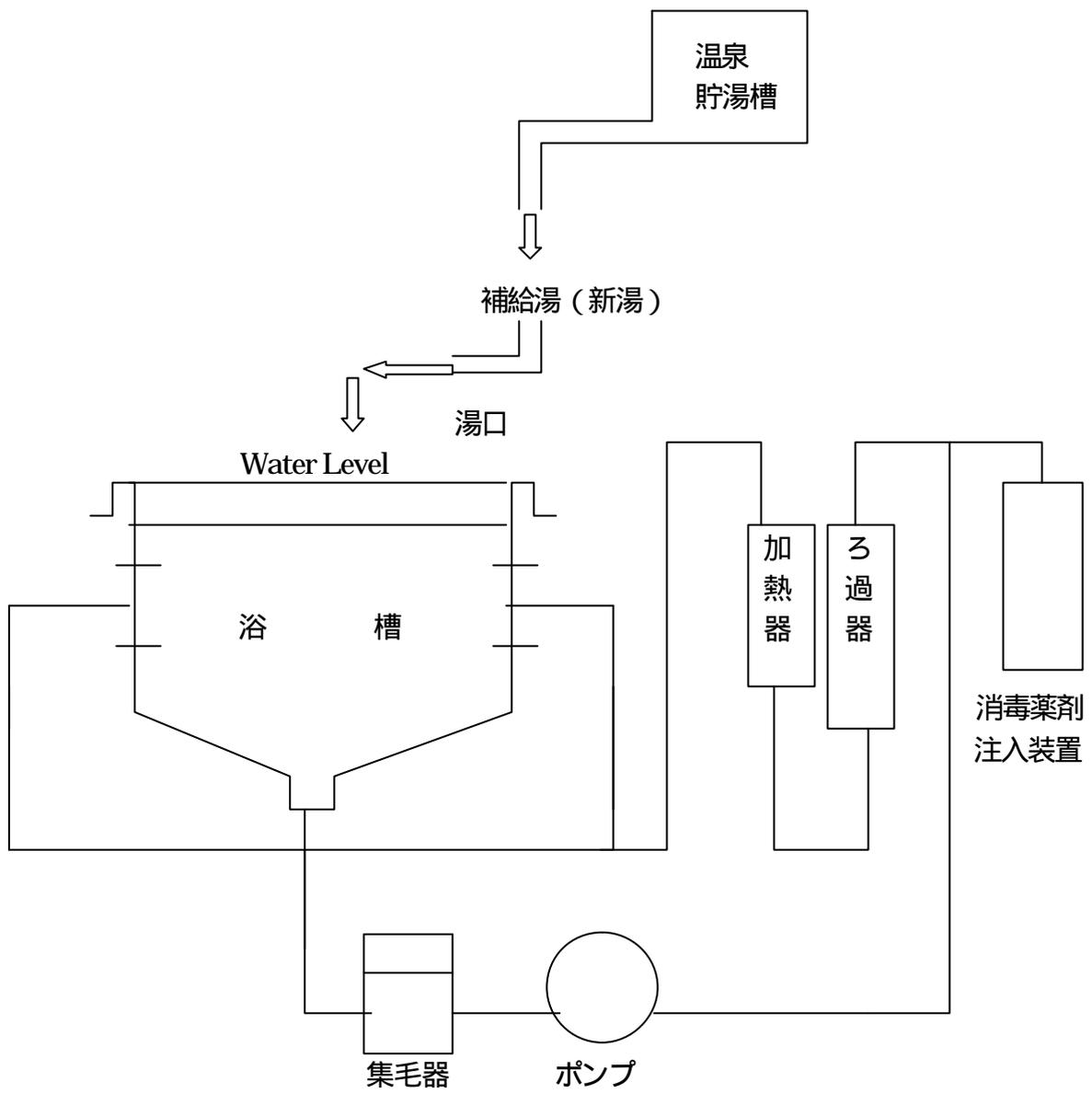
- ・水質検査の実施
- ・浴槽水の消毒（0.4mg/l）
- ・ろ過器の洗浄・消毒
- ・配管の洗浄・消毒
- ・集毛器の洗浄・消毒
- ・維持管理記録の保管（3年間）

温泉を貯留する貯湯槽を対象

- ・貯湯槽の点検・清掃・消毒
- ・貯湯槽内部の湯水の高温処理又は消毒

レジオネラ症発生防止

循環式浴槽の構造 (例)



旅館業の施設の構造設備の基準について

1 背景

平成14年11月7日に公布された「地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令」の中で、旅館業法施行令(以下「政令」という。)が改正された。これにより、旅館業の施設の構造設備の基準のうち、政令で定めるもの以外の基準について、従来「都道府県知事」が定めていたものを「都道府県が条例」で定めることとなった。

2 条例化に対する考え方

旅館業の構造設備の基準は、政令に定めるもののほか、東京都では旅館業法施行細則(以下「細則」という。)で定めているところであるが、条例化に当たっては、細則で定める次の構造設備の基準は、基本的に施設の衛生保持の上で不可欠であることから、引き続き規定する必要がある。

- ・ ホテル営業の構造設備の基準(細則第6条関係)
- ・ 旅館営業の構造設備の基準(同第7条関係)
- ・ 簡易宿所営業の構造設備の基準(同第8条関係)
- ・ 下宿営業の構造設備の基準(同第9条関係)

また、旅館業法の運用通知として示されている指導基準のうち、衛生管理上、特に重要なもの等については、施設の衛生確保を図る上で不可欠であることから、本条例化に併せて、新たに次の内容を規定することが適当である。

- ・ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓により十分な採光が得られる構造基準とすること
- ・ 共同便所や共同洗面所を設ける場合は、定員に応じた数の便器や水栓の数を設置すること
- ・ 客室に、くし、ヘアブラシ、コップ等の貸与品を備える場合は、衛生上の確保を図ること

旅館業法施行細則の条例化に対する考え方

旅館業法施行細則

第6条 ホテル営業の構造設備の基準

- ・ 適当な広さのフロント、ロビー及びダイニングの設置
- ・ 調理場の設備基準
- ・ 十分な数量の寝具類を有すること
- ・ 寝具類の格納設備を有すること
- ・ 共同用の浴室又はシャワー室への脱衣室の付置
- ・ 和式浴室の湯せん、水せんの設置
- ・ 客室にガス設備を設ける場合の措置
- ・ 便所の設備

第7条 旅館営業の構造設備の基準

- ・ 客室の区画
- ・ 配せん室、配せん台の設置
- ・ ホテル営業の基準の準用（該当部分のみ）

第8条 簡易宿所営業の構造設備の基準

- ・ はき物保管設備の設置
- ・ 客室の床面積
- ・ 階層式寝台の構造
- ・ 多人数で共用しない客室の規定
- ・ ホテル営業の基準の準用（該当部分のみ）

第9条 下宿営業の構造設備の基準

- ・ 客室の床面積
- ・ 押入の設置
- ・ ホテル営業、旅館営業の基準の準用（該当部分のみ）

など

条例化に対する考え方

基本的に施設の衛生保持の上で不可欠であることから、引き続き規定する。

衛生管理上、特に重要なもの等

- ・ 客室の窓に関する規定
- ・ 共同便所に関する規定
- ・ 共同洗面所に関する規定
- ・ 貸与品の衛生確保

施設の衛生確保を図る上で不可欠であることから規定する。

理（美）容師が理（美）容所以外の場所において 業を行うことができる場合について

1 背景

平成14年11月7日に公布された「地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令」の中で、理（美）容師法施行令（以下「政令」という。）が改正された。これにより、理（美）容師が理（美）容所以外の場所において業を行うことができる場合のうち、政令で定めるもの以外の基準について、従来「都道府県知事」が定めていたものを「都道府県が条例」で定めることとなった。

2 条例化に対する考え方

理（美）容所以外の場所において業を行うことができる場合としては、政令に定めるもののほか、東京都では理（美）容師法施行細則（以下「細則」という。）で定めているところであるが、条例化に当たっては、細則で定める次の事項は、利用者の利便性の観点から、引き続き規定することが適当である。

- ・ 理（美）容所のない山間へき地に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合
- ・ 社会福祉施設その他収容施設等において、その入所者に対して施術を行う場合
- ・ 演芸人等に対して出演等の直前に施術を行う場合

理（美）容師法施行細則の条例化に対する考え方

理（美）容師法施行令（政令）

第4条 理（美）容所以外の場所で業務を行うことができる場合

- 一 疾病その他の理由により、理（美）容所に来ることができない者に対し理（美）容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理（美）容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県知事が特別の事情があるものとして定める場合

理（美）容師法施行細則

第4条 理（美）容所以外の場所で業を行うことができる場合

- 一 理（美）容所のない山間へき地に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合
- 二 社会福祉施設その他収容施設等において、その入所者に対して施術を行う場合
- 三 演芸人等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

条例化に対する考え方

利用者の利便性の観点から
引き続き規定する。